

目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（基本サービスの内容）	1
第2章 契約の成立と変更	1
第5条（利用契約の単位と有効期間）	1
第6条（利用契約の申し込み）	2
第7条（利用契約の成立と利用開始日）	2
第8条（申し込みの承諾）	2
第9条（契約内容の変更）	3
第10条（名義変更）	3
第11条（権利譲渡等の禁止）	3
第3章 基本サービス提供の停止等	3
第12条（当社が行う基本サービス提供の停止）	3
第13条（当社が行う基本サービス提供の休止）	4
第4章 利用契約の解除	4
第14条（加入者が行う利用契約の解約）	4
第15条（当社が行う利用契約の解除）	4
第5章 iTSCOM IDおよびパスワード	4
第16条（iTSCOM IDおよびパスワードの管理）	4
第6章 料金等	5
第17条（料金等）	5
第18条（加入者の支払い義務）	5
第19条（料金等の利用明細等）	6
第20条（料金等の請求時期および支払期限等）	6
第21条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）	6
第22条（遅延損害金）	6
第9章 雑則	6
第23条（個人情報）	6
第24条（損害賠償の免責および特約事項）	6
第25条（反社会的勢力の排除）	7
第26条（基本サービスの廃止）	7
第27条（関連法令の遵守）	8
第28条（国内法への準拠）	8
第29条（定めなき事項）	8

付則.....	8
●クレジットカード支払いに関する特約.....	8

イツコム ラーニングサービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）ならびにその他法令に従うとともに、当社が定めるイツコム ラーニング契約約款（以下「本契約約款」といいます。）に基づき、第3条（用語の定義）に定める加入者に対し、イツコム ラーニングサービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく本契約約款を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の本契約約款によるものとします。

2. 本契約約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

本契約約款においては使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	基本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
i T S C O M I D	当社マイページを利用するための各種識別番号
料金等	サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきイツコムサービス料金表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること
特定事業者	イツコムラーニング デキタスにおける「株式会社 城南進学研究社」、イツコムラーニング デジタネにおける「エデュケーショナル・デザイン株式会社」

第4条（基本サービスの内容）

当社は、加入者が基本サービスの利用契約を締結することにより次のサービスを提供するものとします。各サービスを利用する場合、本契約約款と各サービスの利用規約に同意するものとします。

- ・イツコムラーニング デキタス
- ・イツコムラーニング デジタネ（月払いプラン）
- ・イツコムラーニング デジタネ（年払いプラン）

第2章 契約の成立と変更

第5条（利用契約の単位と有効期間）

当社との基本サービスの契約締結は、1件の利用契約につき1個人に限ります。

2. イッツコムラーニング デキタスの利用契約の契約期間は、第7条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に定める利用開始日から当月末までを1ヵ月目とし、第14条（加入者が行う利用契約の解約）に基づく解約の申し出がない場合は、翌月も契約期間を引き続き1ヵ月間更新するものとし、以後も同様とします。イッツコムラーニング デキタスの利用契約の最低利用期間は、第7条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に定める利用開始日の属する月から3ヵ月間とします。ただし、イッツコムラーニング デキタスは各月1日から15日までに申し込みされた場合に限り、申し込み日の属する月の末日付で解約することができるものとし、この場合、第14条（加入者が行う利用契約の解約）の規定に準じて取り扱うものとし、以後も同様とします。
3. イッツコムラーニング デジタネ（月払いプラン）の利用契約の契約期間は、第7条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に定める利用開始日から当月末までを1ヵ月目とし、第14条（加入者が行う利用契約の解約）に基づく解約の申し出がない場合は、翌月も契約期間を引き続き1ヵ月間更新するものとし、以後も同様とします。イッツコムラーニング デジタネ（月払いプラン）の利用契約の最低利用期間は、第7条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に定める利用開始日の属する月から2ヵ月間とします。
4. イッツコムラーニング デジタネ（年払いプラン）の利用契約の契約期間は、第7条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に定める利用開始日の属する月から1年間とし、第14条（加入者が行う利用契約の解約）に基づく解約の申し出がない場合は、契約期間を引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とします。

第6条（利用契約の申し込み）

申込者は、本契約約款に同意のうえ、当社所定の方法により、必要事項を当社に通知するものとし、以後も同様とします。

2. 申込者である個人が未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が、成年後見制度に基づく被保佐人または被補助人の場合は、それぞれ保佐人または補助人の同意を必要とします。
4. 申込者の住所と利用する所在地が異なる場合、その所在地を当社に通知するものとし、以後も同様とします。

第7条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、基本サービスの申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとし、以後も同様とします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
3. 利用契約成立後、基本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日と定めます。
4. 第9条（契約内容の変更）の規定により特定のサービス品目に変更または追加されたときは、当該サービス品目が利用可能となった日を利用開始日と定めます。

第8条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号いずれかに該当すると判断した場合には、基本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が料金等、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - (2) 申込者が本契約約款に違反するおそれがある場合
 - (3) 申し込み内容に虚偽があった場合
 - (4) 申込者もしくは申込者と同一世帯や同一法人とみなせる者がこれまでに当社との利用契約において、契約上必要な支払い義務を怠ったことにより契約を解除されたことがあり、かつ当社指定の支払方法に応じられない場合
 - (5) その他、契約締結が不適切である、あるいは、特定事業者がその契約の申し込みを承諾しない場合
2. 前項の規定により、当社が基本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、

申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

第9条（契約内容の変更）

加入者は、サービス品目の変更または追加を請求することができます。この場合、加入者は希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。

2. 加入者は、複数のサービス品目を利用している場合、イッツコムラーニング デキタスおよびイッツコムラーニング デジタネ（月払いプラン）においては毎月末日付、イッツコムラーニング デジタネ（年払いプラン）においては契約満了月の末日付にて一部を解約することができます。この場合、加入者は変更希望日の10日前までに当社所定の方法より当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
3. 前二項における契約変更日については、第7条（利用契約の成立と利用開始日）を準用するものとします。
4. 第1項および第2項における変更の承諾については、前条（申し込みの承諾）を準用するものとします。
5. 加入者は、当社に届け出た住所、電話番号、料金等支払方法などの変更がある場合には、当社所定の方法により事前に届け出るものとします。

第10条（名義変更）

加入者は、契約名義を変更することはできないものとします。ただし、次の各号いずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合は、この限りではありません。

- (1) 加入者の改称
 - (2) 承継
 - (3) 譲渡
2. 前項第2号または第3号の場合は、新加入者が旧加入者の未払金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
 3. 加入者は契約名義の変更を希望する場合、変更希望日の10日前までに当社所定の書類により当社に届け出るものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。なお、当社は、加入者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提出を求め場合があります。
 4. 新加入者は、旧加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第11条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、前条（名義変更）による場合を除き、基本サービスの提供を受ける権利を第三者に承継、譲渡、質入れ、貸与等を行うことはできないものとします。

第3章 基本サービス提供の停止等

第12条（当社が行う基本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号いずれかに該当する場合には、基本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- (1) 第18条（加入者の支払い義務）に規定する基本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - (2) 当社に虚偽の届け出をしたことが判明した場合
 - (3) 第16条（i T S C O M I Dおよびパスワードの管理）第3項の規定による場合
 - (4) その他、加入者が本契約約款に違反する等、当社が基本サービスの提供を不相当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、基本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得

ない場合は、この限りではありません。

第13条（当社が行う基本サービス提供の休止）

当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、基本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

（1）天災地変が生じた場合

（2）放送衛星、通信衛星の機能停止

（3）当社以外の特定事業者がサービスの提供を中止することにより、基本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合

（4）その他の事由により、基本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

2. 当社は、前項の規定により基本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 利用契約の解除

第14条（加入者が行う利用契約の解約）

第5条（利用契約の単位と有効期間）の規定にかかわらず、加入者はイッツコムラーニング デキタスおよびイッツコムラーニング デジタネ（月払いプラン）においては毎月末日付、イッツコムラーニング デジタネ（年払いプラン）においては契約満了月の末日付にて利用契約を解約することができるものとします。この場合、加入者は解約希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。

2. 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を基本サービスの利用終了日と定めます。

3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きにかかる手続きを簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

第15条（当社が行う利用契約の解除）

第5条（利用契約の単位と有効期間）の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合には、当社は利用契約を解除することができるものとします。

（1）第12条（当社が行う基本サービス提供の停止）第1項により、基本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合

（2）その他当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上支障をおよぼすと認められるときは、基本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。

3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を基本サービスの提供終了日と定めます。

第5章 iTSCOM IDおよびパスワード

第16条（iTSCOM IDおよびパスワードの管理）

当社は、契約の成立に伴い、加入者にiTSCOM IDを付与します。加入者は、パスワー

ドを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 加入者は、i T S C O M I Dおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該 i T S C O M I Dによるサービスの提供を停止するものとします。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が第14条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、利用終了日以降、もしくは前条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、提供終了日以降、当該加入者は i T S C O M I Dとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第6章 料金等

第17条（料金等）

料金等は、イッツコムサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定める通りとします。

2. イッツコムラーニング デキタスは、第7条（利用契約の成立と利用開始日）に定める利用開始日の属する月の翌月初日を課金開始日とし、イッツコムラーニング デジタネ（月払いプラン）およびイッツコムラーニング デジタネ（年払いプラン）は、第7条（利用契約の成立と利用開始日）に定める利用開始日の属する月の初日を課金開始日とします。加入者は、課金開始日から契約変更日または解約日の属する月の末日まで、料金表に定める月額利用料または年額利用料を当社に支払うものとします。なお、月額利用料または年額利用料は課金開始日時点のサービス品目の金額が適用されるものとします。ただし、第9条（契約内容の変更）の規定により変更された基本サービス、サービス品目の利用開始日が暦月の初日となる場合、利用開始日を課金開始日とし、変更後の基本サービス、サービス品目の月額利用料または年額利用料が適用されるものとします。イッツコムラーニング デジタネ（年払いプラン）において、契約期間中にサービス品目の料金に変更があった場合でも、残期間に応じた追加の請求および減額は行わないものとします。
3. 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

第18条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金等を次の起算日に当社に支払う義務を負うものとします。

項目名	起算日
月額利用料	当該契約の利用開始日
年額利用料	当該契約の利用開始日
その他料金等	当社が定める日

2. 第12条（当社が行う基本サービス提供の停止）の規定により、当社が基本サービスの提供の停止を行った場合における当該停止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
3. 第13条（当社が行う基本サービス提供の休止）の規定により、当社が基本サービスの提供の休止を行った場合における当該休止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとします。

第 19 条 (料金等の利用明細等)

加入者は、利用明細等を専用 WEB ページで確認することができます。

2. 加入者は、明細書または請求書の発行を希望する場合は料金表に定める発行手数料を支払うものとします。

第 20 条 (料金等の請求時期および支払期限等)

当社は、利用契約の成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等（消費税等相当額を含んだ額）を支払うものとします。ただし、当社が別途定める場合を除き、原則クレジットカードで支払うものとします。
3. 加入者は、第 1 項の料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第 21 条 (利用契約終了に伴う料金等の精算方法)

第 14 条 (加入者が行う利用契約の解約) 第 1 項、第 3 項により、月の途中で利用契約を解約したとき、または第 15 条 (当社が行う利用契約の解除) 第 1 項、第 2 項により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は、第 14 条 (加入者が行う利用契約の解約) 第 2 項に定める利用終了日、および第 15 条 (当社が行う利用契約の解除) 第 4 項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

2. 第 5 条 (利用契約の単位と有効期間) に定める最低利用期間内に解約・解除等により利用契約を終了した場合、サービス費用の額は、最低利用期間に対応する月額利用料とし、加入者は、当社が定める期限までに、最低利用期間中の残余期間に相当する額を一括して支払う義務を負うものとします。

第 22 条 (遅延損害金)

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、支払い期日の翌日から完済に至る日まで、遅延金額に対し年 14.6% (年 365 日の日割り計算による) の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社に支払うものとします。

第 9 章 雑則

第 23 条 (個人情報)

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第 24 条 (損害賠償の免責および特約事項)

当社が、第 12 条 (当社が行う基本サービス提供の停止)、第 13 条 (当社が行う基本サービス提供の休止)、第 26 条 (基本サービスの廃止) の規定により、基本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。

2. 第 10 条 (名義変更) の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。
3. 加入者が、基本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。
4. i T S C O M I D およびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被っ

た場合、当社は一切責任を負わないものとします。

5. 加入者が、第 16 条（i T S C O M I D およびパスワードの管理）第 2 項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
6. 第 14 条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解除したことにより、および第 15 条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
7. 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

第 25 条（反社会的勢力の排除）

加入者および当社は、現在または過去 5 年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。違反した場合は利用契約を解除することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加入者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 相手方の業務を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為
 - (5) 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
 3. 加入者または当社が、第 1 項の規定に基づく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に利用契約を解除することができるものとします。

第 26 条（基本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により基本サービスを廃止することができるものとします。この場合、基本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を基本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、都合によりサービスの一部を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第 9 条（契約内容の変更）第 1 項の規定に基づき、別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、当該サービス品目を廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更、もしくは利用契約を解除するものとします。
3. 当社は、前二項の場合には、加入者に対し基本サービスおよび特定のサービス品目を廃止する日の 3 ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告

知するものとします。

第 27 条（関連法令の遵守）

当社は、本契約約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 28 条（国内法への準拠）

本契約約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 29 条（定めなき事項）

本契約約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、本契約約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 第 17 条（料金等）の定めにかかわらず、基本サービスの加入促進を目的として、料金等の一部を減額する場合があります。
- (3) 本契約約款は、2024 年 11 月 28 日より施行します。

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。